

「くるみ」が特定原材料に追加されました

令和5年3月9日に食品表示基準の一部改正があり、**くるみ**が「**特定原材料に準ずるもの**」から「**特定原材料**」へ変更されました。



【特定原材料】8品目（表示義務）

えび・かに・**くるみ**・小麦・そば・卵・乳・落花生（ピーナッツ）

【特定原材料に準ずるもの】20品目（表示推奨）

アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン

変更

くるみの範囲について

海外産（チャンドラー種やハワード種など）に加えて、国産（オニグルミ、カシグルミやヒメグルミ）なども対象です。くるみオイル、くるみバター等もアレルギーとなるので、注意が必要です。

カシューナッツの取扱いについて

特定原材料に準ずるものである「カシューナッツ」については、表示が義務付けられているわけではありませんが、木の実類の中で「くるみ」に次いで症例数の増加が見られることから、可能な限り表示を行うようにお願いします。

「くるみ」の表示義務化に伴う経過措置について

「くるみ」の表示の義務化について、包装資材の切り替え準備等のために、**令和7年3月31日までに製造**された加工食品は経過措置期間が設けられていますが、アレルギー表示をしていない場合は速やかに表示を行うようにお願いします。